

再審請求要請に対する検察庁からの回答について

令和3年1月26日

菊池事件再審弁護団

令和3年1月25日、熊本地方検察庁は、菊池事件について全療協ら3団体が同2年7月1日にした再審請求要請について、再審請求しないとの回答をしました。

この再審請求要請は、同年2月の熊本地裁国賠訴訟判決が菊池事件の審理が憲法に違反するものであることを認めたことを受け、検察庁に対し、改めて再審請求するよう求めたものでした。それにもかかわらず、検察庁が、憲法違反の裁判手続及びそのような手続によってなされた死刑判決の誤りを再審手続によって自ら是正することを拒んだことは、公益の代表者としての責務の放棄にほかならず、誠に遺憾といわなければなりません。

同2年11月13日に1200名を超える請求人によって提起された、さきの国民的再審請求は、検察庁が再審請求をすることをしない現状に業を煮やした市民が、主権者として、憲法秩序の回復のために立ち上がったものです。

今般、検察庁が再審請求をしないという最終判断をしたことにより、国民的再審請求の意義はますます重要なものになりました。

私たちは、この国民的再審請求をさらに推し進め、憲法秩序の回復及び死刑となったF氏の名誉を回復するため、全力を挙げる決意を新たにしました。市民の皆様におかれましては、今後とも、再審手続の開始を求める署名活動等を通じ、一層のご支援・ご協力をお願いする次第です。

以上